県有財産への太陽光発電設備等導入事業 (PPA 方式/財産貸付一括導入) 公募要領

1 趣旨

群馬県(以下「県」という。)では、「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030」(以下「実行計画」という。)において、2030 年度に 77 億 kWh の再生可能エネルギー導入目標を定めている。本公募要領は、実行計画目標の達成に向けて、群馬県内の再生可能エネルギー導入量の最大化を図るため、電力購入契約(Power Purchase Agreement。以下「PPA」という。)による県有施設への電力供給と財産貸付による県有地への太陽光発電設備導入を一括で行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

県有財産への太陽光発電設備等導入事業 (PPA 方式/財産貸付一括導入)

(2) 事業内容

別添仕様書のとおり。ただし、各候補財産に特有の事項は、別に特記事項調書を定める。

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり。

(4) 担当部署

群馬県 知事戦略部 グリーンイノベーション推進課

3 参加資格

事業者は、単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者(本事業でオンサイト PPA 及び財産貸付の賃貸借契約における県の契約相手先となる全ての法人。代表事業者を定めること)であること。共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。なお、本事業を実施する体制に協力事業者(参加資格の(3)及び(4)の条件を満たすこと等のため、単独の法人又は代表事業者が、本公募において必要と判断した単独の法人又は共同事業者以外の事業者)を含めても構わない。

参加申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。 また、次に掲げる条件を全て満たすこと。(1)を単独の法人又は共同事業者が、(2) を単独の法人、共同事業者及び協力事業者の全ての構成員が、(3)及び(4)を単独の 法人、共同事業者及び協力事業者のいずれかの構成員が、それぞれ満たすこと。

- (1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (2) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 県との契約等において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、そ

- の他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
- イ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続きの開始の申し立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。 ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- ウ 県税等を滞納している者。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者。
- オ 県から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者。
- (3) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する専門技術者を含めること。
 - ア 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) による構造設計一級建築士
 - イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- (4) 本事業と類似の事業履行実績として、公募申請時点において、国内における企業又は 地方公共団体所有の施設又は土地への太陽光発電設備の導入実績を有すること。
- 4 プロポーザル実施の手続
- (1) スケジュール (予定)

本公募実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。国の制度変更等があったときは、企画提案書受付期間の延長等、スケジュールを変更する場合がある。

項目	期日
①公募要領公告日	令和6年5月17日(金)
②参加申込書受付期間	令和6年5月17日(金)~令和6年5月31日(金)17時必着
③参加資格確認結果通知	令和6年6月7日(金)
④候補施設条件等の提供	令和6年6月7日(金)
⑤現地見学	令和6年6月17日(月)~令和6年6月21日(金)
⑥質問受付期間	令和6年5月20日(月)~令和6年6月28日(金)17時必着
⑦県による質問回答期限	令和6年7月5日(金)17時まで
⑧企画提案書受付期間	令和6年6月10日(月)~令和6年7月12日(金)17時必着
⑨書類審査結果通知	令和6年7月22日(月)
⑩プレゼンテーション実施期間	令和6年7月下旬
⑪審査結果の通知・公表	令和6年8月上旬

(2) 参加申込書の提出

ア 提出期限

令和6年5月31日(金)17時(必着)

- (ア) 参加資格の審査を行い、令和6年6月7日(金)までに結果を通知する。
- (イ) 参加資格があると認めた者に対し、各候補施設の図面(平面図(屋根伏図)、立面図(矩計図)、単路結線図、構内配電線図)、構造計算書、1 年間の電力使用量の30分値及び PPA 方式の提案単価の上限を提供する。ただし、提供する資料の有無は、各候補施設で異なる。
- (ウ) 参加申込書提出後に参加を取りやめる場合は、4(2)イの送付先へ連絡すること。

イ 提出方法、送付先

原則、電子メール提出によることとし、提出書類は電子媒体(データファイル)とすること。電子メールの件名は「県有財産への太陽光発電設備等導入事業(PPA方式/財産貸付一括導入)の参加申込み」とすること。電子メール送付後、翌営業日の17時までに県からの返信がない場合は、電話により以下の送付先へ確認すること。なお、期限までに受領確認できないものは、未提出とみなす。また、7MBを超える場合は、ファイルのアップロードに必要なURLを送るため、事前にメール等で相談すること。

※メールによる分割送付も可とする。

※持参又は郵送による提出を希望する場合は、以下の【送付先】まで電話にて連絡すること。

【送付先】

群馬県 知事戦略部 グリーンイノベーション推進課 県有施設脱炭素推進係

TEL: 027-898-2797

MAIL: guriibe@pref.gunma.lg.jp

ウ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式1)

共同事業者による参加申込みの場合は、共同事業者を構成する法人のうち代表 する法人が作成すること。

(イ) 会社概要(様式2)

指定項目に加え、十分な事業遂行能力及び適切な事業遂行体制を有する旨を簡潔に記載すること。

単独の法人、共同事業者及び協力事業者の全ての構成員について、法人ごとに作成すること。

(ウ) グループ概要(様式3)

単独の法人、共同事業者及び協力事業者の全ての構成員を記載し、提出すること。

(エ) 実績報告書(様式4)

国内における企業又は地方公共団体所有の施設又は土地への太陽光発電設備の 導入実績を記載すること。

指定項目に加え、本事業との同種性を分かりやすく記載すること。

最大5件まで記載可能とする。

記載した実績については、当該実績に係る契約書又は協定書の写し(契約が証明できる部分のみの写しで可)を添付すること。

(オ) 資格届(様式5)

本事業を担当予定の構造設計一級建築士及び電気主任技術者について、様式5 に内容を記載すること。また、構造設計一級建築士は、資格証の写し又は有効な定 期講習修了書の写しを添付すること。電気主任技術者は、資格証の写しを添付する こと。

なお、企画提案書提出時に変更が生じた場合には、新たに資格届を提出すること とすること。

(カ) 誓約書(様式6)

単独の法人、共同事業者及び協力事業者の全ての構成員について、法人ごとに作成すること。

(キ) 登記事項証明書(会社・法人)

コピー可。参加申込書提出日から6か月以内のものとすること。

単独の法人、共同事業者及び協力事業者の全ての構成員について添付すること。

(ク) 直近3期の決算書又はこれに類する書類

コピー可。単独の法人又は共同事業者を構成する法人全てについて添付すること。設立から3期を経ていない法人は、直近の1・2期の決算書又はこれに類する書類を添付すること。

(ケ) 群馬県の行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書(県内に事業所がない 法人にあっては、直近の事業年度の消費税・地方消費税の納税証明書)

コピー可。参加申込書提出日から6か月以内のものとすること。

単独の法人、共同事業者及び協力事業者の全ての構成員について添付すること。

(3) 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書(様式7)」を提出すること。

ア 質問受付

(ア) 受付期間

令和6年5月20日(月)~令和6年6月28日(金)17時(必着)

(イ) 提出方法、送付先

原則、電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「県有財産への太陽光発電設備等導入事業 (PPA 方式/財産貸付一括導入) に関する質問」とすること。電子メール送付後、翌営業日の17時までに県からの返信がない場合は、電話により

4(2)イの送付先へ確認すること。

※持参又は郵送による提出を希望される場合は、以下の【送付先】まで電話にて連絡すること。

【送付先】

4 (2) イの送付先と同じ。

イ 回答

質問に対する回答は、令和6年7月5日(金)17時までに、随時、群馬県ホームページ上に掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

(4) 現地見学

県が参加資格を認めた事業者を対象に、次の見学期間に各候補施設及び各候補地の 見学を行う。現地見学を希望する場合は、参加申込書に必要内容を記入すること。

なお、現地見学にあたっては、グリーンイノベーション推進課職員及び施設管理者の 指示に従うこと。

見学期間は、令和6年6月17日(月)~令和6年6月21日(金)の間で希望があった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

現地見学は、中止・延期となる場合がある。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和6年7月12日(金)17時(必着)

※参加資格がない者からの企画提案書は受け付けない。

イ 提出方法、送付先

原則、電子メール提出によることとし、提出書類は電子媒体(データファイル)とすること。電子メールの件名は「県有財産への太陽光発電設備等導入事業(PPA方式/財産貸付一括導入)の企画提案書提出」とすること。電子メール送付後、翌営業日の17時までに県からの返信がない場合は、電話により4(2)イの送付先へ確認すること。

なお、期限までに受領確認できないものは、未提出とみなす。また、7MBを超える場合は、ファイルのアップロードに必要なURLを送るため、事前にメール等で相談すること。

※メールによる分割送付も可とする。

※持参又は郵送による提出を希望される場合は、以下の【送付先】まで電話にて連絡すること。

【送付先】

4 (2) イの送付先と同じ。

ウ 提出書類

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

- (ア) 表紙(様式8表紙)
- (イ) 事業の実施内容(様式8)
 - a 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

b 太陽光発電設備導入容量、自家消費電力量、温室効果ガス排出削減量、設備設置仕様(様式8-1)

太陽光発電設備導入容量は、PPA 方式の各候補施設及び財産貸付の各候補地における想定太陽光発電設備定格出力(kW)を記載すること。

自家消費電力量は、PPA 方式の各候補施設に導入する太陽光発電設備による 想定自家消費電力量及び余剰電力供給先候補施設での想定自家消費電力量を記載すること。

温室効果ガス排出削減量は、各候補施設及び余剰電力供給候補施設ごとに、1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は電気事業者別排出係数-R4年度実績-(令和5年12月22日環境省・経済産業省公表)で定められている東京電力エナジーパートナー(株)の調整後排出数メニューL(残差)の値である0.390kg-CO2/kWhを使用すること。

設備設置仕様は、太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、設備仕様(寸法、重量等を含む。)を記載すること。想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955 に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に耐えうる構造であること。太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(基礎、パネル重量込み:単位 N/m²)を記載すること。

c 非常時・停電時に利用可能なシステム

PPA 方式における、非常時・停電時のシステム構成図、利用又は操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)、自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力(kW)を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

d PPA 方式電力料金単価(様式 8 - 2)

PPA 方式の電力料金単価は、候補施設及び余剰電力供給先候補施設ごとに、 県が提示する上限単価を超えない範囲で記載すること。電力料金単価は、事業 期間中一定とし、消費税及び地方消費税を含まない価格とすること。

なお、電力料金単価の諸経費に再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む場合の単価は、便宜的に令和5年5月分~令和6年4月分までの従量制単価である1.40円//kWhを使用するものとし、契約時の再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む場合の単価は、別途県と協議する。

国の補助金等の活用が可能な場合は、当該補助金等を活用した場合の額を併せて示すこと。

e 導入設備で発電した電力の活用に関する取組の提案

PPA 方式で導入する太陽光発電設備で発電した電力の内、設備導入施設で自家消費できない電力が発生する場合は、候補施設内で設置した太陽光発電設備の発電量が自家消費量を下回る県有施設、又は余剰電力供給先候補施設で自家消費する取組の提案に努めること。候補施設及び余剰電力供給先候補施設でも自家消費できない電力が発生する場合は、県と別途協議する。

設備導入施設で自家消費できない電力の供給方法は、事業者にて実現可能な 提案をすること。

また、財産貸付で導入する太陽光発電設備で発電した電力は、事業者が最大限、 群馬県内で消費する取組を提案すること。

f その他独自提案

本事業に係る県の施策を理解した提案や、自社の特色を活かした提案等の独自提案があれば、記載すること。

(ウ) 事業実施体制(様式9)

a 事業実施体制

代表事業者名及び代表事業者以外の共同事業者名並びに協力事業者名を示し、各事業者の関係や役割分担を記載すること。なお、協力事業者については、参加申込み時に記載した協力事業者以外を追加することを可とする。追加した場合は、追加した協力事業者の4(2)ウの(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)を提出し、追加した協力事業者を加えた4(2)ウ(ウ)を提出すること。

b 工事計画概要

事業者決定から運転開始までの設計、工事等に係る計画及びスケジュールを 記載すること。

c 維持管理計画概要

運転開始から設備の撤去完了までの維持管理(定期点検、日常点検、設備改修、 遠隔監視システム等)に係る計画及びスケジュールを記載すること。

d 事業収支計画

工事費、維持管理及び撤去のための費用等、資金調達を含めた事業期間中の事業収支計画を記載すること。なお、PPA方式の行政財産使用許可に係る各候補施設及び各候補地の使用料は、事業期間中、免除とする。

また、財産貸付の貸付料参考価格は、仕様書別紙1のとおりとする。

e 故障、非常時の対応体制図

故障、非常時に対応する代表事業者名及び代表事業者以外の共同事業者名並 びに協力事業者名を示し、各事業者の関係や役割分担を記載すること。

f 事業実施中のリスクに対する対策・保証

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。また、事業者が破綻した場合の設備を撤去する方策(第三者機関での撤去費用の積立て、履行保証保険への加入等)も記載すること。

(エ) チェックリスト (様式 10)様式 8・様式 9 に記載をしたものに○をつけること。

エ 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (ア) 一部 A3 版の使用も認めるが、A4 版を基本とし、ページの通し番号を付すこと。
- (イ) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- (ウ) 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- (エ) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- (オ) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (カ) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (キ) 文字サイズ 10.5pt ($10\sim12pt$) 以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1 行あたり 39 文字を限度に記入すること。
- (ク) 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。
- (ケ) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

(6) 企画提案の審査

企画提案は、「県有財産への太陽光発電設備等導入事業 (PPA 方式/財産貸付一括導入)に係る事業予定者選考審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査する。県は企画提案内容について書類審査を行い、全ての企画提案者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査を通過した企画提案者による企画提案書類についてのプレゼンテーションを実施する。

また、プレゼンテーションの実施に際しては事前に書面により書類審査を通過した 企画提案者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、審査委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた 企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。なお、審査委員の平均得点が満点 の6割を下回る場合は、不採用とする。

その他、県が必要と認める書類の提出を求める場合がある。

(7) 書類審査

ア 審査結果通知

令和6年7月22日(月)

イ 審査結果

書類審査を通過した企画提案者は5社程度までとする。また、確定後対象者全員に

速やかに通知するが、審査の過程は公表しない。

(8) プレゼンテーション審査

ア日時

令和6年7月下旬

イ 会場

日時及び会場の詳細は書類審査を通過した企画提案者に別途通知する。

ウ発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1 企画提案者あたりプレゼンテーション 20 分、質疑 10 分(予定)。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(9) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、プレゼンテーション審査後、書類審査を通過した企画提案者全員に通知 するとともに、群馬県ホームページにて公表する。

5 その他留意事項

- (1) 著作権等に関する事項
 - ア 企画提案書の著作権は原則として各企画提案者に帰属する。ただし、採用した企画 提案書の著作権は県に帰属する。
 - イ 企画提案者は、県に対し、企画提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証すること。
 - ウ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたと きは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ 県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
 - エ 提出された企画提案書、その他本公募の実施に伴い提出された書類について、群馬県情報公開条例に基づき開示請求があったときは、同条例の定めるところにより開示する場合がある。

提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び 再提出は認めない。

- (2) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (3) 本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、県と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (5) 正当な理由がなく、企画提案時の太陽光発電設備容量と実際に導入する太陽光発電

設備容量が異なる等、公募時の提案内容からの大幅な乖離が判明した場合は、企画提案者としての選定を取り消す場合がある。

6 失格要件

参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書を受け付けず、若しくは評価をせず、又は企画提案者としての選定を取り消す。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で審査委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると 認められるとき。
- (5) その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

<評価基準>

【PPA 方式/財産貸付共通項目】					
	評価項目	評価の視点	配点	確認資料	
2 実施体制	事業遂行能力	①事業継続が可能か(経常利益・黒字年数・自	10	様式1、2、3、	
		己資本比率など)		6、9、決算書、	
		②収支計画が適切か(収益性、資金調達など)		納税証明書	
		③実施体制は適切か			
3 その他	独自提案	①太陽光発電設備と地域のレジリエンスの強	30	様式8	
		化に係る独自提案があるか			
		②その他本県の施策を理解した本事業に係る			
		提案、または自社の特色を活かした提案がある			
		か			
		小計	40		
【PPA 方式の該当項目】					
1 技術提案	太陽光発電設備	①屋根の形状や周辺環境 (立木、日影の影響な	20	様式8-1	
	の導入量	ど)を考慮した上で、最大限の導入量となって			
		いるか			
1 技術提案	余剰電力の取り	①余剰電力の活用について具体的提案がある	15	様式8	
	扱い	か			
1 技術提案	提案システムの	①自家消費量の考え方が適切か	20	様式8、9	
	実現性	②自家消費と余剰電力の取り扱いが、システム			
		全体として実現性があるか			

1	技術提案	設備施工方法	①施工方法に実現性があるか、安全性が高いか ②設置施設への影響が小さいものになってい るか	5	様式 9	
1	北 /北祖 <i>安</i>	国为福存 空記		10	0.4-*4	
1	技術提案	周辺環境への配	①施工前(現地調査、法条例手続き等)・施工	10	様式9	
		慮	時・維持管理時・設備撤去時において、騒音/			
			振動/反射光対策/安全対策等が考慮されて			
			いるか			
2	実施体制	工事遂行	①実現性のある施工スケジュール、実施体制で	5	様式5、8,9	
			あるか			
2	実施体制	設備維持管理	①実現性のあるメンテナンス計画、実施体制で	5	様式5、8,9	
			あるか。			
			②事業期間終了後の設備撤去を考慮している			
			か			
2	実施体制	事業実施中のリ	①設備導入から撤去までの事業実施中に発生	5	様式 9	
		スク対応	するリスクに対応できるか			
			小計	85		
【 月	【財産貸付の該当項目】					
1	技術提案	太陽光発電設備	①土地の形状や周辺環境(立木、日影の影響な	20	様式8-1	
		の導入量	ど)を考慮した上で、最大限の導入量となって			
			いるか			
1	技術提案	電力の活用に関	①発電した電力が、最大限、群馬県内で消費さ	15	様式8	
		する具体提案	れる仕組みであるか			
1	技術提案	周辺環境への配	①施工前(現地調査、法条例手続き等)・施工	10	様式 9	
		慮	時・維持管理時・設備撤去時において、騒音/			
			 振動/反射光対策/安全対策等が考慮されて			
			いるか			
1	技術提案	設備施工方法	①用地の特性や気象条件を考慮した適切な施	5	様式8	
	2 20.1-		工方法であるか、安全性が高いか		-	
2	実施体制	工事遂行	①実現性のある施工スケジュール、実施体制で	5	様式5、8,9	
			あるか			
2	実施体制	設備及び土地の	①実現性のあるメンテナンス計画、実施体制で	5	様式5、8,9	
	>4%011 ib4	維持管理	あるか。	Ü		
		Abert A FILTS	②事業期間終了後の設備撤去を考慮している			
			少 事未が旧が 」 仮の 以 開 服 ム を			
2	宇協休到	重業実施出のリ		5	样式 0	
	実施体制	事業実施中のリ	①設備導入から撤去までの事業実施中に発生	ິວ	様式9	
		スク対応	するリスクに対応できるか			

小計	65	
評価点合計	190	